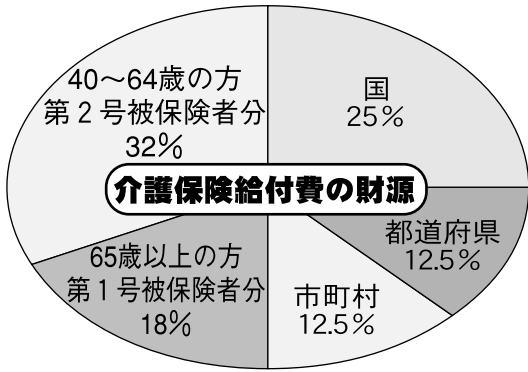


みんなで支える 介護保険制度



介護保険制度は、私たちの身近な問題である介護を社会全体で支えていく大切な制度です。介護が必要な方は、介護プランによる適切な介護が受けられ、家族の負担も軽減されます。

今後介護サービスの利用量が増えるものと見込み、15～17年度までの保険料を下記のように定めています。65歳以上のみなさんへ保険料額決定通知書を郵送します。また、普通徴収の方には、納入通知書も同封しますので、指定金融機関もしくは役場収入役室に納入してくださいようお願いいたします。

65歳以上の方の保険料の納付方法

特別徴収（年金からの天引き）
老齢年金、退職年金が年額18万円以上の方

毎年度4月1日現在で老齢年金、退職年金を受給していない方

年6回。2カ月ごとに支払われる年金から、それぞれ2カ月分の保険料が天引きされます。ただし、4月6月、8月は前年度と同じ金額を納めていただき（仮徴収）、10月、12月、2月で精算します。

年度の途中で65歳になつた方や転入した方など納期

年6回。2カ月ごとに支払われる年金から、それぞれ2カ月分の保険料が天引きされます。ただし、4月6月、8月は前年度と同じ金額を納めていただき（仮徴収）、10月、12月、2月で精算します。

納期ごとに納めに行く手間も省け、納め忘れの心配もない安心便利な口座振替を是非ご利用ください。通帳と印鑑を指定金融機関もしくは役場窓口にお持ちいただくだけで手続きができます。

老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。

普通徴収（口座振替、納付書による金融機関への納入）

老齢年金、退職年金が年額18万円未満の方

老齢年金、退職年金が年額18万円未満の方

問い合わせ先
福祉保健課いきがい係
(庁舎1階 番窓口)

73 5500

65歳以上の方の保険料は、本人や家族の所得状況に応じて個人ごとに決まります。

所得段階	対象となる方	16年度 介護保険料年額	左の額の内訳
第1段階	生活保護の受給者、又は老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税	19,000円	基準額×0.5
第2段階	世帯全員が町民税非課税	28,500円	基準額×0.75
第3段階	世帯の誰かが町民税を課税されているが、本人が町民税非課税	38,000円	基準額
第4段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満	47,500円	基準額×1.25
第5段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上	57,000円	基準額×1.5

町の介護保険事業の状況

3月末現在の要介護認定者数

要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
59	194	88	72	74	118	605

3月末現在の介護サービス受給者数

居宅介護サービス受給者数	327人
施設介護サービス受給者数	123人

15年度介護保険給付額状況
年間 736,699,644円

健診をじょうずにいかして健康づくり

総合健診日程

※総合健診項目…結核検診・基本健診・大腸、子宮、前立腺がん検診・卵巣腫瘍検診・肝炎ウイルス検診

月日	検診名	総合健診	
	受付時間	昼の部	夜の部
	胃がん検診	6:00~7:30	12:00~13:30
7月5日(月)	小繋会館 麻生公民館		17:00~18:30
7月7日(水)		杉ホールひびき (仁鮎地区)	
7月8日(木)	杉ホールひびき	杉ホールひびき (小掛・鬼神・田代)	田代出発の送迎バス をご利用ください。
7月9日(金)	鬼神公民館 田代生活改善センター	切石コミュニティセンター	
7月12日(月)	切石コミュニティセンター		
7月22日(木)		ブナの森ふれあい伝承館 (富根)	
7月23日(金)	ブナの森ふれあい伝承館 (富根)	種公民館	
7月26日(月)	種公民館 子育て支援センター(旧種梅保育園)		
7月28日(水)		福祉会館 (二ツ井1区~2区)	福祉会館 (日中勤務している人)
7月29日(木)		福祉会館 (二ツ井3区~8区)	福祉会館 (日中勤務している人)
7月30日(金)	福祉会館 (二ツ井1区~2区)	福祉会館 (二ツ井9区~13区)	福祉会館 (日中勤務している人)
7月31日(土)	福祉会館 (二ツ井3区~8区)		
8月2日(月)	福祉会館 (二ツ井9区~13区)		

●福祉バス運行日程

【7月8日】	高屋敷発	→ 田代小学校前	→ 仙ノ台	→ 鬼神	→ 杉ホールひびき着
	11:00	11:10	11:20	11:30	11:40

◆お問い合わせは福祉保健課保健係(庁舎1階⑤番窓口) ☎73-5500まで◆

児童手当が小学校3年生まで 拡大されました

支給対象年齢が、現在の小学校入学前(6歳到達後最初の年度末)までから、小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の年度末)までに拡大されました。

新たに、児童手当等を受けようとする児童の保護者(のみなさん(下記 該当の方)については、福祉保健課福祉係(公務員の方は勤務先)で認定請求等の手続きが必要となります。

改正に伴う新規請求等は、平成16年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

所得が一定額以上の場合、児童手当等が支給されない場合があります。

平成16年度小学校入学児童等(平成9年4月2日生)平成10年4月1日生)の保護者の方

平成16年3月31日まで児童手当等を受給していた方は特段の手続きは必要ありません。

平成16年度小学校2・3年生の児童等(平成7年4月2日生)平成9年4月1日生)の保護者の方

現在、児童手当等を受給していない保護者の方は認定請求が、小学校1年生までの児童について児童手当等を受給中の保護者の方は額改定認定請求等の手続きが必要になります。なお、該当する保護者には、個別に通知いたします。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

児童手当等が支給されない場合があります。



問い合わせ先

福祉保健課福祉係
(庁舎1階 番窓口)
73 5500